

# 長野県文化芸術活動推進支援事業補助金実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金交付要綱（令和3年6月18日付け令和3年文政第80号。以下「要綱」という。）第12の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業の実施基準

### 1 実施主体、対象となる活動等

要綱第2に規定する「団体・グループ」は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「団体」とは、長野県内に本部、主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等とし、法人格の有無、種別は問わない。

なお、地方公共団体が出資する法人は、「団体」に該当しないものとする。

- (2) 「グループ」とは、長野県内に主たる拠点が存在し、複数名によって文化芸術活動を行うものをいい、グループ名及び代表者を定められていることとする。

- (3) 次に掲げる団体は、応募することができない。

・暴力団（長野県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）

・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第6条第1項）に該当する者があるもの

- (4) 要綱第2(2)に規定する文化芸術の創作・表現活動とは、長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫のみられる活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題の解決に取り組むものとする。

(対象とする分野)

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	書道、華道等
地域文化	地域固有の伝統芸能、民族芸能等

- (5) 次に掲げる活動は、補助金交付の対象としない。

ア 地域において人材育成に寄与できる余地がないと考えられる活動

イ 申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動

- ウ 別に定める補助金交付の対象となる活動期間外の活動
  - エ 団体やグループを構成する者の個人的な活動
  - オ 公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
  - カ サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
  - キ 宗教的活動又は政治的活動
  - ク 公序良俗に反する活動
- (6) 選定された活動については、団体等の名称、事業の概要、助成金額等の情報をウェブサイト等の広報媒体で公表する。

## 2 対象経費

要綱第4別表に掲げる対象経費は、下表のとおりとする。

費 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 ー保険料を含むー、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅 費	公共交通機関の利用に係る交通費、宿泊料
会場費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1件10万円未満）、新型コロナウイルス感染症対策のため物品等

- 注1) 補助対象経費は、本事業の活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 注2) この表に準じて必要な費目を追加することは可能であるが、補助金対象の可否について、事前に長野県への確認を要する。

## 3 選定の視点

要綱第5の2の補助金の内示に当たっては、文化芸術活動について知見を有する複

数の有識者で組織する審査会を設け、下記(1)～(5)に掲げる視点に基づいて審査、選定を行うものとする。

- (1)実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく活動であるか。
- (2)必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる文化芸術活動であるか。
- (3)弾力性：コロナ禍の環境下や地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- (4)持続性：持続可能な文化芸術活動として見通しが立っているか。
- (5)波及性：地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

### 第3 実施における相談支援体制

申請、活動の過程、成果報告の各段階において、必要に応じて、専門スタッフ（長野県文化政策課在籍）や有識者が相談を受け、専門的知見に基づいて活動への助言を行う。

（申請段階における相談の有無は採択の要件とはならない。）

#### 附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。